

# 高校生等臨時支援金

※令和7年度限りの事業 令和8年度以降については未定



## 高校生等臨時支援金について

令和7年の通常国会での審議の結果、高校生の返還不要の授業料支援の対象者の範囲が広がりました。高等学校等就学支援金に申請した結果、**年収約910万円以上世帯と判定された場合**に、高校生等臨時支援金が新たに支給されます。(令和7年度限り)

支給額	全日制	118,800円／年
	定時制（単位制以外）	32,400円／年
	定時制（単位制）	1単位につき 1,620円／年（年間18単位まで）
	通信制	1単位につき 180円／年（年間18単位まで）

※上記支給額は、受給者に代わり、国から県（学校）へ授業料として充当されます。  
(生徒・保護者が直接受け取るものではありません)

## お申し込みについて

新入生の皆さん

在校生の皆さん

高等学校等就学支援金の判定結果を用いて、受給資格の判定を行います。

7月中旬 学校から案内があります。必ず確認してください。

※ 高等学校等就学支援金と同様にオンライン申請の仕組みを活用します。

※ これまで、高等学校等就学支援金に申請していない方、受給資格の認定がされていない方  
(年収約910万円以上世帯の方)は、原則として、高等学校等就学支援金に再度申請していただく必要があります。



高等学校等就学支援金、高校生等臨時支援金のいずれについても、  
学校からの案内に従って申請してください。

## 対象となる高校生

日本国内に住所を有する方が対象です



※ そのほか、在学期間等の要件がありますので、  
詳細は学校へお問い合わせください。

対象となる学校種は次のとおりです

- ・高等学校
- ・中等教育学校（後期課程）
- ・特別支援学校（高等部）
- ・高等専門学校（1～3年）
- ・専修学校高等課程
- ・専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの
- ・各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校
- ・海上技術学校

お問い合わせ  
について



茨城県立下館工業高等学校 事務室

電 話：0296-22-3632

受付時間：午前8：30～午後5：00（平日のみ）